

津市かんがい排水用機具管理運営要綱

平成18年1月1日訓第54号

改正 平成26年10月31日訓第132号

(目的)

第1条 この要綱は、災害等に対処するため、かんがい排水用機具（以下「機具」という。）の貸出しの基準等を定め、農業者の農業経営の安定に資すること等を目的とする。

(機具の種類等)

第2条 機具の種類及び員数は、別表に掲げるものとする。

(保管及び管理)

第3条 機具の保管及び管理は美杉総合支所地域振興課が行うものとし、美杉総合支所地域振興課長が管理責任者となる。

2 保管場所は、美杉総合支所内とする。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

3 管理責任者は、保管中の機具の員数等について定期的に点検しなければならない。

(貸出しの基準)

第4条 機具の貸出しができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市内に住所を有し、市内で農業を営業者が、災害等で、かんがい排水施設に被害を受けたことにより、著しくその使用が困難な場合であって、機具によるかんがい排水が必要と認められる1団地の受益面積がおおむね1ヘクタール以上で、かつ、受益者が3人以上あるとき。
- (2) 農業振興上特に必要があると認められるとき。
- (3) 災害等により、住民生活の維持に必要不可欠であると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(借受申請)

第5条 機具の貸出しを受けようとする者は、代表者をして、かんがい排水用機具借受申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(貸出しの許可等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、かんがい排水用機具貸出し許可証（第2号様式）により貸出しを許可するものとする。

2 機具の貸出しの期間は、1箇月以内とする。ただし、必要に応じ、再貸出しをすることができる。

3 市長は、貸出しを許可した期間内であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、機具の返還を命ずることができる。

- (1) 許可なく機具を他の目的に使用したとき。
- (2) 故意に機具に損傷を与えたとき。
- (3) 他の地域で重大な使用目的が発生したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

4 貸出しの順位については、市長が総合的に判断して定めるものとする。

（代表者の責務）

第7条 代表者は、前条第1項の許可証に記載された借用の条件を遵守し、常に管理に万全を期し、すべての責を負うものとする。

2 代表者は、使用中に異常を認めたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

3 代表者は、運転責任者を定めなければならない。

（運転責任者の責務）

第8条 運転責任者は、常に機具を点検し、正常な運転を確保しなければならない。

2 運転責任者は、運転中に異常を認めたときは、速やかに代表者に報告しなければならない。

3 運転責任者は、運転日誌（第3号様式）を作成しなければならない。

（運転経費等）

第9条 貸出し後の運転に要する修理費、燃料費等の経費は、すべて代表者が負担するものとする。

2 機具の運転中に破損又は紛失等が生じたときは、その経費のすべてを代表者が負担するものとする。

3 機具の使用により生ずる水利権等については、市は、一切これに関知しないものとする。

（返還）

第10条 代表者は、貸出し期限に到達したとき、又は必要のなくなったとき

は、速やかに市長に返還しなければならない。

2 機具の返還は、清掃点検に万全を期し、管理責任者又はあらかじめ命ぜられた職員の確認を受けてするものとし、あわせて運転日誌を提出しなければならない。

3 市長は、返還に際し不備があるときは、代表者に対し、必要な措置を取るよう勧告することができる。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 10 月 31 日訓第 132 号)

この訓は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

種類	員数	備考
エンジン及びポンプ	5 台	
ビニールホース	5 本	
吸水管	5 本	
附属品	1 式	

第 1 号様式（第 5 条関係）

かんがい排水用機具借受申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

団 体 名

代 表 者 氏 名

印

電 話

津市かんがい排水用機具管理運営要綱第 5 条の規定により、機具の借受けを申請します。

なお、申請に係る機具の借受けを許可されたときは、同要綱及び許可条件を遵守することを誓約いたします。

目 的			受 益 面 積 及 び 戸 数	ha 戸		
使用の本拠地						
使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで					
運転責任者	印					
機 具 の 種 類	エンジン・ポンプ	台	ベ ン ド 45°	個	継手	個
	フード弁	個	鉄パイプ	本	ボルトパッ キン	個
	ビニールホース	本	吸水管	本		
	ベ ン ド 90°	個	フランジ	個		
利用計画見取図						

第 2 号様式（第 6 条関係）

かんがい排水用機具貸出し許可証

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった、かんがい排水機具の貸出しについては、津市かんがい排水用機具管理運営要綱第 6 条第 1 項の規定により、次の条件を付して許可します。

1 目 的

2 使用の本拠地

3 使用の期間 年 月 日から 年 月 日まで
（返還日 年 月 日）

4 運転責任者

5 別添「津市かんがい排水用機具管理運営要綱」に基づき適正な使用
をすること。

第3号様式（第8条関係）

運 轉 日 誌

代表者

[illegible]